

社会福祉法人ふくい福祉事業団個人情報保護規程実施要領

平成18年 3月29日

最終改正 平成24年4月1日規則第267号

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人ふくい福祉事業団（以下「事業団」という。）の個人情報保護規程（以下「規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第2条 規程第4条第1項の個人情報取扱事務登録簿は、様式第1号とする。

(個人情報開示申出書)

第3条 規程第12条第1項の書面は、個人情報開示申出書（様式第2号）によるものとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第4条 要綱第12条第2項（要綱第19条第5項において準用する場合を含む。）、第22条第3項および第28条第2項に規定する財団の理事長（以下「理事長」という。）が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 本人が開示、訂正もしくは利用停止の申出をし、または開示を受ける場合（以下この条において「開示申出等をする場合」という。）

運転免許証、旅券その他これらに類する書類として理事長が適当と認めるもの

(2) 法定代理人以外の代理人が開示申出等をする場合 当該代理人に係る前号に規定する書類および委任状その他代理人の資格を証明する書類として理事長が適当と認めるもの

(3) 法定代理人が開示申出等をする場合 当該法定代理人に係る第1号に規定する書類および戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類として理事長が適当と認めるもの

(個人情報開示決定通知書等)

第5条 規程第16条第1項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面による。

(1) 個人情報の全部を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書（様式第3号）

- (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定 個人情報一部開示決定通知書(様式第4号)
2 規程第16条第2項の書面は、個人情報非開示決定通知書(様式第5号)による。

(個人情報開示決定等期間延長通知書)

- 第6条 規程第17条第2項の書面は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第6号)による。

(第三者意見照会書)

- 第7条 要綱第18条第1項または第2項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、第三者意見照会書(様式第7号)により通知するものとする。

- 2 要綱第18条第3項の書面は、第三者個人情報開示通知書(様式第8号)とする。

(電磁的記録の開示の方法)

- 第8条 要綱第19条第3項第2号の理事長が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 理事長が保有する機器およびプログラムを用いて用紙に出力することができる電磁的記録当該電磁的記録を用紙に出力した物またはそれを複写した物の閲覧または交付

- (2) 理事長が保有する機器およびプログラムを用いて再生することができる電磁的記録当該電磁的記録または当該電磁的記録を複写した物を再生したものの閲覧、聴取または視聴

- 2 前項の理事長が別に定める方法は、当該電磁的記録を録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスクその他の電磁的記録媒体に複写した物の交付が容易であるときは、同項の規定にかかわらず、当該複写した物の交付とすることができる。

(写しの交付部数)

- 第9条 要綱第19条の規定により個人情報の開示を行う場合において、個人情報が記録された管理文書の写し(要綱第19条第4項または前条の規定により交付する物を含む。)を交付するときの交付部数は、開示申出1件につき1部とする。

(個人情報訂正申出書)

- 第10条 要綱第22条第1項の書面は、個人情報訂正申出書(様式第9号)によるものとする。

(個人情報訂正決定通知書等)

- 第11条 要綱第24条第1項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面による。

- (1) 個人情報の全部を訂正する旨の決定 個人情報訂正決定通知書(様式第10号)

(2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定 個人情報一部訂正決定通知書(様式第11号)

2 要綱第24条第2項の書面は、個人情報非訂正決定通知書(様式第12号)による。

(個人情報訂正決定等期間延長通知書)

第12条 要綱第25条第2項の書面は、個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第13号)による。

(個人情報訂正通知書)

第13条 要綱第26条の書面は、個人情報訂正通知書(様式第14号)による。

(個人情報利用停止申出書)

第14条 要綱第28条第1項の書面は、個人情報利用停止申出書(様式第15号)によるものとする。

(個人情報利用停止決定通知書等)

第15条 要綱第30条第1項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面による。

(1) 個人情報の全部を利用停止する旨の決定 個人情報利用停止決定通知書(様式第16号)

(2) 個人情報の一部を利用停止する旨の決定 個人情報一部利用停止決定通知書(様式第17号)

2 要綱第30条第2項の書面は、個人情報非利用停止決定通知書(様式第18号)による。

(個人情報利用停止決定等期間延長通知書)

第16条 要綱第31条第2項の書面は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第19号)による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年5月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正前の社会福祉法人福井県福祉事業団の個人情報保護実施要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要領は、平成17年5月26日から施行する

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する